

市第 7 号議案 横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部改正

1 提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部を改正する必要があるため。

2 改正内容

(1) 引用法律名の変更

法改正により、法律名が変更となるため、条例中の引用部分を改正します。

新	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに <u>永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>
旧	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(2) 旧法による支援給付受給者の継承

法改正前の支援給付受給者についても、対象とするための規定を加えます。

横浜市介護保険条例第 4 条第 1 項第 5 号イ 新旧対照表

現行	改正案	備考
(5) 次のいずれかに該当する者 66,000円 ア (省略) イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者という。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規	(5) 次のいずれかに該当する者 66,000円 ア (省略) イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰	引用法律名が変わります。  改正前の支援給付受給者も対象とします。

<p>定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p>	<p><u>国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項</u>に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p>	
--	--	--

### 横浜市営住宅条例第7条第2項第7号 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付を含む。)を受けている者</p>	<p>(7) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を含む。)を受けている者</p>	<p>引用法律名が変わります。</p> <p>改正前の支援給付受給者も対象とします。</p>

### 3 施行日

平成26年10月1日